

(公印省略)

市体協ス第19号  
令和3年6月7日

大分市スポーツ少年団  
各団 代表者 各位

大分市スポーツ少年団  
本部長 久渡 晃

スポーツ少年団活動におけるマスクの着用について（通知）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から本市スポーツ少年団の育成・援助にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

これから熱中症の発生リスクが高くなることから、大分市教育委員会が令和3年5月31日付「学校の体育の授業におけるマスクの着用について」を各小中学校長あてに通知をしたところです。

つきましては、大分市スポーツ少年団も、この通知に準じた取扱いとし、特に下記の事項に留意の上団員の健康と安全を第一に考え、団活動の内容や形態、実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、団活動におけるマスクの着用について特段の配慮を願います。

記

- 1 団員の運動時は身体へのリスクを考慮して、マスクの着用については必要ない。  
ただし、団活動の前後における着替えや移動、指導者による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や片付けの時など、団員が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。また、呼気が激しくならない程度の運動の際は、マスクを着用することも考えられる。
- 2 団員との距離は可能な限り2m以上を確保し、不要な会話や発声を行わないように指導すること。
- 3 小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子どもへは、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い時には、マスクを外すよう積極的に声をかけるなどの指導を行うこと。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導すること。
- 4 指導者については、原則として団活動中もマスクを着用すること。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、団員への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ない。

大分市スポーツ少年団事務局  
担 当 森中・後藤・赤木  
TEL 537-5979